

補充意見（仮案）

令和元年 10 月 18 日初版作成

令和元年 11 月 28 日公表版作成

医療法人社団嗣業の会 外房こどもクリニック 院長 黒木 春郎
一般社団法人日本在宅薬学会 理事長 狭間 研至
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
一般社団法人日本医療ベンチャー協会理事 落合 孝文
株式会社メドレー 代表取締役医師 豊田 剛一郎

オンライン診療を実施していない患者について、在宅医療の現場では、オンライン服薬指導を適応すべき場合があると考えます。

現状において既に、都市部ですら、医師、薬剤師の対応について一定の限界も見えつつあります。しかしながら、今後も入院患者の帰宅等を促す政策的な対応の方向性や高齢者の増加基調を踏まえれば、現状よりもさらに在宅診療の提供に対する期待は高まる。そうすると、今後の医療の持続的な提供体制を考えた場合に、一定の医療側の対応負担の軽減を一つの目的にして、オンライン服薬指導が活用されることが考えられる。他方で、医療側だけでなく、患者及び患者家族においても、対応の負担軽減または医療側のリソースの有効活用により、適切なタイミングで医療の提供を受けられる可能性も高まるという効果もあると思料される。

このような状況を鑑みつつも、現状のオンライン服薬指導の活用が社会的に需要されるための場面として、以下のようなものを想定する。

1 基本的適用要件

①在宅患者であり、②居宅療養管理又は「かかりつけ」薬剤師（診療報酬上のかかりつけ薬剤師要件よりは若干の緩和を頂かなければ、実際の利用が極めて限定されるおそれがあり、「かかりつけ」の定義を診療報酬上のそれよりは緩和頂きたい）の要件を満たすような継続的にフォローしている患者を対象とする。

2 付加的要件

- (1) 医師（チーム）及び薬剤師（チーム。以下、医師・薬剤師ともに特に断らない場合でも、チーム対応を可能とすること想定する）の在宅対応において、在宅での対応の計画が定められ、既に患者情報を共有していることを前提とする。
- (2) 医師及び薬剤師は、既に患者との対面診療・指導を実施している
- (3) 医師及び薬剤師の診察・指導においては、医師又は薬剤師の双方がオンライン診療・

オンライン服薬指導を実施することはなく、医師が訪問している場合に、薬剤師がオンライン服薬指導を実施する。この限度で医師がオンライン診療を実施していないが、薬剤師がオンライン服薬指導を実施するという場면을許容する。

- (4) 薬剤師はオンライン服薬指導を実施する場合には、薬剤等の配達前に服薬指導を行うほか、吸入器やインスリンの使用法指導などの場合に、必要に応じて、患者の手元に薬剤等がある状況での（2回目の）遠隔指導も行う、
- (5) 医師及び薬剤師は、一方のみが訪問した場合、又は一方がオンライン（遠隔）の場合であっても、情報を適切に共有できる体制を有している。
- (6) 少なくともオンライン診療指針において、対面でなければ処方できない場合、及び患者の疾病に急変がある場合には医師及び薬剤師が対面で診察・指導することを必須とする。
- (7) 薬剤師が患者に対し投薬後のフォローを実施し、医師にフィードバックを実施する。

注：2（6）における薬剤師による一定のフォローの例

- ①新しい投薬後の、コンプライアンスを確認する。例えば、降圧剤や、利尿剤、血糖降下薬やインスリン投与量が変わった後の、血圧、血糖などの自己測定値の変化、さらには、抗生物質が投与された後の体温の変化など薬の効果を確認する。
- ②ACE阻害薬投与後の空咳、スタチンの横紋筋融解症、精神科薬の過鎮静の有無などの副作用の有無をチェックする。

以上